

平成22年2月22日

各 位

本 社 所 在 地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会 社 名	株式会社 テラネット
代 表 者	代表取締役社長 岡田 圭治
コード番号	2140 札幌証券取引所 アンビシャス
問 合 せ 先	取締役管理部長 岡久 勉
電 話 番 号	011-876-9544
U R L	http://www.terranetz.com

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年3月26日開催予定の第10回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会における取締役の解任によるコントロールを通じ、会社のガバナンスの向上を図ることを目的として、現行定款第19条第2項に定める取締役の解任決議の決議要件を変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するほか、毎事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第20条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

別紙添付資料のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成22年3月26日（予定）

以上

定款変更の内容「別紙」

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線__は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 (条文省略) (解任方法) 第19条 取締役は、株主総会において解任する。 2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の <u>3分の2以上</u> をもって行う。 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。 第21条～第48条 (記載省略)	第1条～第18条 (現行どおり) (解任方法) 第19条 取締役は、株主総会において解任する。 2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の <u>過半数</u> をもって行う。 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. (現行どおり) 第21条～第48条 (現行どおり)

以上